平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価高騰による影響を受けた福祉施設及び 子育て支援施設等を運営する事業所の事業継続並びに当該事業所の脱炭素に対する 意識付けを推進していくため、予算の範囲内において、省エネルギー性能が高い補 助対象品目に係る購入経費の一部を補助することについて、補助金等の交付に関す る規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必 要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業所)

- 第2条 平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素支援補助金(以下「補助金」という。) の交付を受けることができる事業所は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 次のアからカまでのいずれかの法律に規定する事業所(別表1の補助対象事業所の欄に定めるものに限る。)であって、当該事業所を市内に有している者
 - ア 老人福祉法 (昭和38年法律第133号)
 - イ 介護保険法(平成9年法律第123号)
 - ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17 年法律第123号)
 - エ 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
 - 才 学校教育法(昭和22年法律第26号)
 - カ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号)
 - (2) 市税の滞納がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が適切でないと認める者は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象からの排除)

- 第3条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23 年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、補助金の交付申請を行う者 (以下「申請者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としないものとする。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法人であって、代表者又は役員のうちに暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの
- 2 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者

が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行う ことができる。

(補助対象品目)

第4条 補助対象品目は、別表2に掲げるもの(補助対象事業者が購入した製品又は 設備(リース契約又は月賦払により購入したものを除く。)に限る。)のうち、令和 6年2月29日までに納品された品目とする。

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、購入に要した額に4分の3を乗じて得た額とする。ただし、別表2に規定する補助上限額の範囲内とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときには、これ を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請等)

- 第6条 申請者は、平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、令和5年12月28日までに市長に提出するものとする。
 - (1) 平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素支援補助金誓約書(第2号様式)
 - (2) 空調機、給湯器及びLED照明機器については、申請者が既に所有する電気機器の型番等が確認できる書類
 - (3) 電気自動車については、申請者が既に所有する内燃機関を有する自動車の下取り価格が確認できる書類
 - (4) 購入する補助対象品目の詳細が確認できる書類
 - (5) 補助対象経費が確認できる書類
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(決定通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否について平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素支援補助金交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に対して通知するものとする。

(実績報告書及び補助金の請求)

- 第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、令和6年2月29日までに平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素支援補助金実績報告書兼請求書(第4号様式)(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、補助金を請求することができるものとする。
 - (1) 補助対象経費の金額が確認できる書類
 - (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類
 - (3) 設備の設置状況が確認できる写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、当 該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第9条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合であり、かつ、当該経費について消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が発生する場合、補助事業者は、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定後、消費税仕入控除税額報告書(第5号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額 の全部又は一部の返還を命ずるものとし、補助事業者はこれに速やかに応じなけれ ばならない。

(補助金額の額の確定通知)

第10条 市長は、第8条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、審査及び 必要な調査等を行い、補助金の額を確定し、平塚市福祉・子育て支援施設等脱炭素 支援補助金交付額確定通知書(第6号様式)により、申請者に対して通知するもの とする。

(決定の取消し)

第11条 市長は、補助金の交付決定の通知を受けた者が規則第13条に定めるもののほか、この要綱の規定に反したとき、その他の補助金を交付することに不適当な

事情があると市長が認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す ことができる。

(財産処分の制限)

- 第12条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金により取得した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的及び要件に反して使用し、譲渡し、交換又は廃棄してはならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定による承認は、あらかじめ平塚市福祉・子育て支援施設等脱 炭素支援補助金に係る財産処分承認申請書(第8号様式)を市長に提出することに より受けるものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を受けた者が財産処分をすることにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に返還させることができる。
- 4 市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行状況に関して報告を求め又は職員によって随時調査をすることができる。

(関係書類の整備)

第13条 規則第16条に規定する会計帳簿その他証拠となるべき書類は、当該交付 決定を受けた事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなけ ればならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に 定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。 (失効)
- 2 この要綱は、令和6年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失 う。ただし、失効日において第7条の規定により補助金の交付の決定を受けている 者についての補助金の請求、決定の取消し等の規定の適用については、失効日後も なおその効力を有する。

別表1 (第2条関係)

衣 (弗 / :	
区分	補助対象事業所
老人	・老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームのうち
人福	軽費老人ホーム (A型)
祉法	
	人类用吸染物,,且及不工及物,否定相点之类的好力还是较高。
介護保険法	・介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター
保险	
法	
	介護保険法に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、居
	宅介護支援及び介護保険施設のうち、次に掲げる事業を行う事業
	所
	・訪問介護
	・訪問入浴介護
	・訪問看護
	・訪問リハビリテーション・通所介護
	・ 通所リハビリテーション
	・短期入所生活介護
	・短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	• 特定福祉用具販売
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	・夜間対応型訪問介護
	• 地域密着型通所介護
	• 認知症対応型通所介護
	・小規模多機能型居宅介護
	• 認知症対応型共同生活介護
	• 地域密着型特定施設入居者生活介護
	・地域密着型介護老人福祉施設
	・看護小規模多機能型居宅介護
	・居宅介護支援
	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設
	・介護老人保健施設

総合的に支援するための法律障害者の日常生活及び社会生活を	・障害福祉サービスの提供事業所・地域生活支援事業の提供事業所
子ども・子育て支援法	・民間保育所 (平塚市に所在する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 7条に規定する保育所であって国又は地方公共団体が設置していない保育所をいう。) ・民間認定こども園 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園であって国又は地方公共団体が設置していない認定こども園をいう。) ・小規模保育事業所 (児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。)
学校教育法	・私立幼稚園 (私立学校法(昭和24年法律第270号)第4条の規定に基づき神奈川県知事を所轄庁とする私立幼稚園(以下「幼稚園」という。)であって、神奈川県私立幼稚園設置に関する取扱基準に基づき設置した幼稚園をいう。)
児童福祉法	・障がい児通所支援等の提供事業所

別表 2 補助対象品目等(第4条及び第5条関係)

補助対象品目	補助上限額	備考
1 空調機	25万円/1台	・資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」に掲載されており、かつ、省
2 給湯器	・エコキュート50万円/1台・ガス温水機器10万円/1台	エネ基準達成率が100%以上である製品を対象とする。 ・補助対象事業所が所有する既存の電化製品等よりも省エネルギー性能が高いものに買い替えた場合に要した経費とし、
3 LED照明機器	2万円/1台	設置工事に係る費用についても補助対象とする。
4-1 太陽光発電 設備	15万円/1KW	・設備導入に係る本体価格及び設置工事費を対象とする。
4-2 太陽光発 電設備設置に伴う 導入可能性調査に 係る経費	25万円	・太陽光発電設備を設置した場合に限る。 ・神奈川県の「太陽光パネル及び蓄電池 共同購入事業」を活用した場合は対象外 とする。
5 蓄電池	19万円/1KW	・設備導入に係る本体価格及び設置工事費を対象とする。
6-1 電気自動車	110万円/1台 ※下取り額との差額を補助対象とする。	・搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車を対象とする。なお、中古車は対象外とする。・補助対象事業所が業務用として使用するものでありかつ補助対象事業所が所有する内燃機関を有する自動車(ガソリン車等)から新車に買い替えた場合に要した経費とし、電気自動車の車体本体の購入に係る経費を補助対象とする。なお、所有する自動車を売却し、車体

		本体の価格から下取り価格を差し引いた 経費を補助対象とする。
6-2 電気自動車 導入に伴うインフ ラ設備工事経費	10万円	・本補助金を活用して電気自動車を導入した場合(別表2 6-1)に限る。